

附属書七（第七章、第八章関係） 将来の措置に関する留保

1 各締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置又は新たな若しくは一層制限的な措置を維持し又は採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六十六条3及び第一百一条3の規定に従って記載するものである。

- (a) 第五十八条又は第九十八条（内国民待遇）
  - (b) 第五十九条又は第九十九条（最恵国待遇）
  - (c) 第六十四条（経営幹部及び取締役会）
  - (d) 第六十五条（特定措置の履行要求）
  - (e) 第一百条（現地における拠点）
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」とは、留保の対象となる一般的な分野をいう。
  - (b) 小分野。「小分野」とは、留保の対象となる個別の分野をいう。

(c) 産業分類。「産業分類」は、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」は、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」は、透明性の観点から、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4 この附属書のいかなる規定も、航空運送サービスにおける運輸権に影響を及ぼす措置又はそのような運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置に関する第九十七条2(c)の規定の解釈に影響を及ぼすものではない。

5 日本国の表における第六十五条の規定に関する留保は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく日本国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

6 この附属書の適用上、

「CMAP」とは、国立統計・地理・情報庁が作成した千九百九十四年のメキシコ活動・生産物分類の番号をいう。

「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	すべての分野
	概要	<p>内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 投資</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行うことができる。</p> <p>(a) メキシコの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は</p>

二		
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>概要</p> <p>すべての分野</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における 電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の 製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場</p>	<p>現行の措置</p> <p>制限すること。</p> <p>(b) メキシコの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の経営幹部又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p> <p>日本国は、(a)若しくは(b)に関する措置を採用する場合又は(c)に規定する措置を採用し若しくは維持する場合には、これらの措置を附属書六に記載する。ただし、これらの措置が日本郵政公社及び公営競技等に係るサービスを提供する公的企業又は政府機関並びにこれらの後継機関に関するものである場合は、この限りでない。</p>	

四	三	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
すべての分野（新たなサービス）  内国民待遇（第九十八条）	内国民待遇（第五十八条） 投資 研究及び開発のための補助金については、メキシコの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。	合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。 日本国は、このような自由化又は指定された企業等の非商業的な原則に基づく運営に関する措置を採用する場合には、これらの措置を附属書六に記載する。ただし、これらの措置が電信サービス、郵便サービス又は公営競技等に係るサービスに関するものである場合は、この限りでない。

五	
分野 小分野 産業分類	概要 現行の措置
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 J S I C 二七一* 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応用装置製造業 J S I C 二七五* 電気計測器製造業 J S I C 二七九* その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八* 情報通信機械器具製造業	<p>最恵国待遇（第九十九条）            現地における拠点（第百条）            国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったサービスのあらゆる態様での提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>この協定の効力発生時に J S I C、C M A P 又は千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（C P C）において明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。</p>

留保の種類	概要
<p>J S I C 二九* 電子部品・デバイス製造業</p> <p>J S I C 三〇四 航空機・同附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇五九* その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業</p> <p>J S I C 三〇九九* (他に分類されない輸送用機械器具製造業)</p> <p>J S I C 八七一* 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)</p> <p>J S I C 八七二* 電気機械器具修理業</p> <p>(J S I Cの番号に付された星印(*)は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。)</p> <p>内国民待遇(第五十八条及び第九十八条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第六十四条)</p> <p>特定措置の履行要求(第六十五条)</p> <p>現地における拠点(第百条)</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>日本国は、次のサービスを含む航空機産業及び宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス</p> <p>(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う生産に係るサービス</p> <p>(c) 修理及び保守のサービス</p>	概要

	六 産 業 分 類	現 行 の 措 置  (d) 宇宙輸送サービス 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
	分 野  小 分 野  産 業 分 類	
	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業	
J S I C	一七九一	火薬類製造業
J S I C	二七一*	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
J S I C	二七四*	電子応用装置製造業
J S I C	二七五*	電気計測器製造業
J S I C	二七九*	その他の電気機械器具製造業
J S I C	二八*	情報通信機械器具製造業
J S I C	二九*	電子部品・デバイス製造業
J S I C	三〇三*	船舶製造・修理業、船用機関製造業
J S I C	三〇五九*	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
J S I C	三〇九九*	他に分類されない輸送用機械器具製造業
J S I C	三二八一	武器製造業
J S I C	八七一*	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
J S I C	八七二*	電気機械器具修理業



七	
分野 小分野	<p>留保の種類</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>
エネルギー産業 電気業 ガス業	<p>(J S I C の番号に付された星印 (＊) は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち武器産業に関連するものに限られることを示す。)</p> <p>内国民待遇 (第五十八条及び第九十八条)</p> <p>経営幹部及び取締役会 (第六十四条)</p> <p>特定措置の履行要求 (第六十五条)</p> <p>現地における拠点 (第百条)</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス</p> <p>(b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う生産に係るサービス</p> <p>(c) 修理及び保守のサービス</p> <p>外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条及び第五条</p>

産業分類

原子力産業

J S I C	〇五一九	その他の金属鉱業（核原料物質に限る。）
J S I C	二四九一	核燃料製造業
J S I C	二七一*	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
J S I C	二七四*	電子応用装置製造業
J S I C	二七五*	電気計測器製造業
J S I C	二七九*	その他の電気機械器具製造業
J S I C	二八*	情報通信機械器具製造業
J S I C	二九*	電子部品・デバイス製造業
J S I C	三〇三*	船舶製造・修理業、船用機関製造業
J S I C	三〇五九*	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
J S I C	三〇九九*	他に分類されない輸送用機械器具製造業
J S I C	三三一	電気業
J S I C	三四一	ガス製造工場
J S I C	三四一二	ガス供給所
J S I C	三四一三	ガス事業所（本社、営業所等）
J S I C	八五九九*	他に分類されない廃棄物処理業
J S I C	八七一*	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
J S I C	八七二*	電気機械器具修理業

（J S I Cの番号に付された星印（\*）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活

八	
分野 小分野 産業分類	留保の種類 概要 現行の措置
漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C ○三一 海面漁業 J S I C ○三二 内水面漁業 J S I C ○四一 海面養殖業 J S I C ○四二 内水面養殖業 J S I C 八四九三 遊漁船業	<p>             動のうち原子力産業に関連するものに限られることを示す。              内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）              最恵国待遇（第九十九条）              経営幹部及び取締役会（第六十四条）              特定措置の履行要求（第六十五条）              現地における拠点（第百条）              投資及び国境を越えるサービスの貿易              日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又はこれらのエネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。              外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条              対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条              特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章           </p>

留保の種類	概要	現行の措置
内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条） 現地における拠点（第百条）	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源を採取することなく調査すること。 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十二条及び第十四条	現行の措置

十	九
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類
警備業	<p>情報通信業</p> <p>放送業</p> <p>J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）</p> <p>J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第六十四条）</p> <p>特定措置の履行要求（第六十五条）</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第五条</p> <p>放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三</p>

	十一
産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
J S I C 九〇六 警備業 内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条） 国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの外国人による提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四条及び第四条の二	社会事業サービス 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条） 現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスに関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	現行の措置

メキシコの表

一	二
<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要</p>
<p>すべての分野</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコは、公債、大蔵省証券又は連邦政府、州政府若しくは地方政府が発行するその他の種類の債務証券の取得又は販売その他の処分について制限する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p>	<p>すべての分野</p> <p>内国民待遇（第五十八条） 投資</p> <p>メキシコは、連邦政府、州政府又は公的企業が提供する補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p>

四		三
分野 小分野	現行の措置	現行の措置
通信 娯楽サービス（放送）	<p>             現行の措置                キシコ政府が認識し得たものとする。              分類（CPC）において明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点でメキシコ政府が認識し得たものとする。              この協定の効力発生時に J S I C、C M A P 又は千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（CPC）において明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点でメキシコ政府が認識し得たものとする。              この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったサービスのあらゆる態様での提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。              この協定の効力発生時の状況の下でメキシコ政府が認識していたか又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。              メキシコは、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったサービスのあらゆる態様での提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。              国境を越えるサービスの貿易              現地における拠点（第百条）              最恵国待遇（第九十九条）              内国民待遇（第九十八条）              留保の種類              産業分類              小分野              分野           </p>	<p>             すべての分野（新たなサービス）           </p>



産業分類	留保の種類	概要	現行の措置
C M A P 九四一一〇四 ラジオ番組の民間による制作及び送信 C M A P 九四一一〇五 テレビジョン番組の制作、送信及び再送信に係る民間サービス	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条）	現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、放送業（メキシコの区域内における放送又は有線放送のためのラジオ番組又はテレビジョン番組のあらゆる形態での輸入及びラジオ放送又は一般に視聴可能な若しくは有料のテレビジョン放送を通じて行う広告を含む。）への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。	メキシコ合衆国憲法第三十二条 連邦ラジオ・テレビジョン法 ラジオ番組及びテレビジョン番組の内容に関する連邦ラジオ・テレビジョン法及び映画産業法施行規則 有料テレビジョン・音声サービスに関する規則 交通及び通信の一般的な手段に関する法律 国籍法 連邦電気通信法 外国投資法

六	五	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	
通信 電気通信 C M A P 七二〇〇〇六 その他の電気通信サービス（航空に関連する移動電気通信サービス及び固定電気通信サービスに限る。） 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 現地における拠点（第百条）	通信 郵便サービス及び電気通信 C M A P 七二〇〇〇一 郵便サービス（信書の配送サービスを含む。） C M A P 七二〇〇〇五 電信サービス（無線電信サービスを含む。） 内国民待遇（第九十八条） 国境を越えるサービスの貿易 メキシコ政府のみが、郵便サービス、電信サービス及び無線電信サービスを提供することができ る。 メキシコ合衆国憲法第二十八条 メキシコ郵便サービス法 連邦電気通信法	衛星通信に関する規則

七	
<p>概要</p> <p>留保の種類</p> <p>産業分類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>概要</p> <p>現行の措置</p>
<p>概要</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコは、海事電気通信サービスへの投資又は当該サービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>現地における拠点（第百条）</p> <p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコは、海事電気通信サービスへの投資又は当該サービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p>	<p>投資及び国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコは、航空交通管制サービス、航空気象サービス、航空電気通信サービスその他の航空に関連する電気通信サービスへの投資又はこれらのサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>メキシコ合衆国憲法第三十二条</p> <p>交通及び通信の一般的な手段に関する法律</p> <p>空港法</p> <p>連邦電気通信法</p> <p>外国投資法</p> <p>メキシコ航空サービス公社（SENEAM）の設置に関する命令（千九百七十八年十月三日）</p> <p>電気通信サービス及び電気通信網</p> <p>C M A P 七二〇〇六 その他の電気通信サービス（海事電気通信サービスに限る。）</p> <p>内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）</p> <p>最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条）</p>

	八	現行の措置
	<p>分野 小分野</p> <p>エネルギー 石油その他の炭化水素 基礎石油化学物質 電力 原子力 放射性鉱物の処理</p> <p>産業分類 留保の種類</p> <p>内国民待遇（第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>概要 メキシコは、エネルギー及び基礎石油化学製品に係るサービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。</p> <p>現行の措置 メキシコ合衆国憲法第二十七条及び第二十八条 憲法第二十七条に定める原子力に関する事項に関する法律 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律 メキシコ石油公社（PEMEX）等の組織に関する法律</p>	

九	十
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
<p>           娯楽サービス            レクリエーション・サービス及び余暇サービス            CMAP 九四九一〇四 その他の民間のレクリエーション・サービス及び余暇サービス            内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）            最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条）            経営幹部及び取締役会（第六十四条）            現地における拠点（第百条）            投資及び国境を越えるサービスの貿易            メキシコは、レクリエーション・サービス（賭博サービスを含む。）への投資又は当該サービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。         </p>	<p>           少数民族に関する事項            内国民待遇（第九十八条）            現地における拠点（第百条）            国境を越えるサービスの貿易            メキシコは、社会的若しくは経済的に不利な立場にある集団に対し権利を付与する措置又はそのような集団を優遇する措置を採用し又は維持する権利を留保する。         </p>

	現行の措置	メキシコ合衆国憲法第四条
十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス 自由職業サービス CMAP 九五〇〇二 弁護士事務所により提供されるサービス（外国の法律に関する相談を含む。） 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、日本国の自然人又は企業が行う法律サービス及び外国の法律に関する相談に係るサービスへの投資又はこれらのサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律 憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律施行規則 外国投資法 人口法 外国投資法の施行及び外国投資の登録に関する規則 連邦労働法

十三	十二
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類
運輸 航空運送 CMAP 九七三三〇一 航空管制サービス CMAP 九七三三〇二 空港及びヘリポートの管理サービス 内国民待遇（第九十八条）	社会事業サービス 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健及び保育に係るサービス（公共のために確立され又は維持される社会事業サービスに該当するものに限る。）の提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 メキシコ合衆国憲法第四条、第十七条、第十八条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第百二十三条

十四	
<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>概要 現行の措置</p>
<p>留保の種類</p> <p>内国民待遇（第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>運輸 専門職員</p> <p>C M A P 九五一〇二三 その他の自由職業サービス及び専門的サービス（船長、航空機の操縦者、小型船舶の船長、船舶の機関士、船舶の機械修理工、空港管理者、港長、水先人及びメキシコの国籍を有する船舶又は航空機の乗組員が提供するサービスに限る。）</p>	<p>現地における拠点（第百条） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>メキシコは、空港及び空港以外の民間の飛行場の管理、運営、開発及び建設に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律 民間航空法 空港法 空港法施行規則</p>



<p>現行の措置</p>
<p>出生によりメキシコの国籍を取得した者のみが、次の職業に就くことができる。</p> <p>(a) 船長、航空機の操縦者、小型船舶の船長、船舶の機関士、船舶の機械修理工及びメキシコの国籍を有する船舶又は航空機の乗組員</p> <p>(b) 水先人、港長及び空港管理者</p> <p>メキシコ合衆国憲法第三十二条</p>